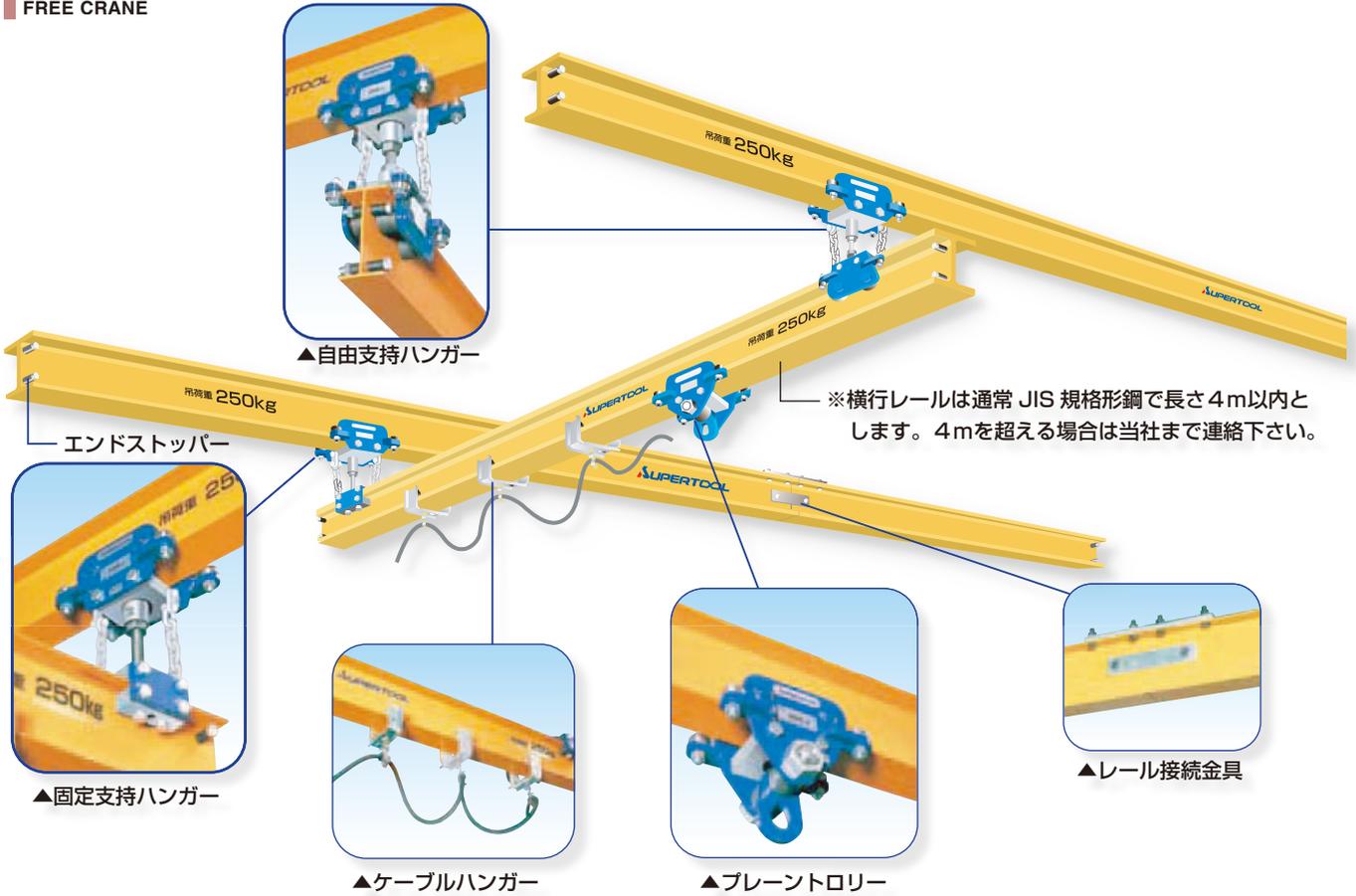


フリークレーン FREE CRANE



※ユーザー様のご要望に応じまして設置工事の対応もいたします。
⚠️ 使用可能範囲は走行レール間に限ります。

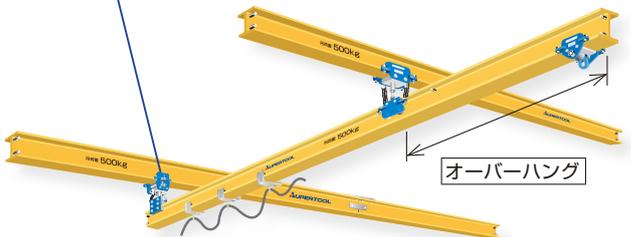


- 設置場所や作業の状況に合わせて自由な設計で、最良のシステム構築。
●曲線の走行レールでも可能。(非直線の作業にも対応できる)
- レールは市販のH(1形)鋼の使用で、非常に安価で、また天井梁等の利用により設置が簡単。(設置後の移動も可能)
- フリークレーンは軽く滑らかに移動し、電動チェーンブロック等と組み合わせて3次元同時操作が可能。



走行レール幅を超えて使用できる！
フリークレーン（オーバーハング仕様）
PAT. P

①自由支持ハンガー
[オーバーハング仕様]



■法令との関係

① 500kg 以上のクレーンの設置には、ユーザー様から設置場所所管の労働基準監督署への「クレーン設置報告書」の提出が必要となります。

様式第9号（第11条、第61条関係）

設置報告書			
事業の種類			
事業の名称			
事業の所在地	(電話)		
設置地			
種類及び型式			
つり上げ荷重	設置予定年月日	年	月 日
製造業者	製造年月日	年	月 日
年月日	報告者 氏名	Ⓔ	
労働基準監督署長殿			

備考 1. 表題の()内には、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
2. 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

②クレーンの操作をするためには、次の資格が必要となっています。

＜クレーン運転者及び玉掛作業者の資格＞		クレーンの容量	0.5トン未満	0.5トン以上 1トン未満	1トン以上 3トン未満	3トン以上 5トン未満	5トン以上
項目	同行操作	適用 除外			クレーンの運転の業務に係る特別の教育 (クレーン則第21条)		技能講習
	遠隔操作						クレーン運転士 免許 (クレーン則第22条)
	玉掛作業者の資格			玉掛けの業務に係る特別の教育 (クレーン則第22条)		玉掛技能講習 (クレーン則第221条)	